

議題 ASAF 対応

項目 リース

現在の状況

1. 2013 年 5 月に IASB と FASB は共同で再公開草案「リース」を公表し、再審議を続けている。2014 年 3 月の両ボードの共同会議において、以下の暫定決定を行っている。

- (1) 貸手については、現在の会計処理を原則として改正しない。
- (2) 借手については、短期リースを除き（IASB は少額資産の特例を検討中）、すべてのリースをオンバランスする点で両ボードは同一であるが、費用認識については、以下のとおり、異なる暫定決定を行っている。借手の両ボードのモデルの差については、その後、審議が行われていない。

	IASB モデル	FASB モデル
現在のファイナンス・リース	タイプ A（使用权資産の償却をリース負債に係る利息と区別して認識）＝ トップヘビーの費用認識	タイプ A
現在のオペレーティング・リース		タイプ B（単一のリース費用合計額を認識）＝ 定額の費用認識

2. その後、両ボードは、共同してその他の論点（リースの定義、リース期間等）について審議を続け、残す主要な論点は、借手の開示と移行措置のみとされている。
3. しかしながら、欧州（EFRAG）は、現在のリースの定義に関する暫定決定に同意していない（再 ED の EFRAG のコメントでは、リースの定義を改善し範囲を適切なものとする（狭める）ことを前提に IASB モデルに同意していた。）。
4. また、我が国の作成者からは、以下のような強い反対意見が聞かれている。
 - (1) IASB と FASB の統一的なモデルを開発すべきであり、達成されなければ現行基準からの後退であり支持できない。
 - (2) 両モデルともに、目的適合性、コスト負担の観点から賛同できず、IAS 第 17 号の注記の改善に留めるべきである。
 - (3) サービスの定義を定め、サービス契約がオンバランスされることがないようにすべきである。

- (4) 少額資産の特例は賛同するが、そのみではコスト便益の観点から問題であり、さらなる適用除外の措置を講ずるべきである。

ASAF 会議への対応

5. 当初、今回の ASAF 会議では、リースを議論することは予定されていなかったが、ASAF のメンバーの要望により議論がなされることとなった。したがって、特定のアジェンダは事務局より示されておらず、これまで IASB が認識していない見解があれば、ASAF メンバーがペーパーを提出すべきこととされている。
6. これに応じて、EFRAG はスタッフの個人的見解として、リースの定義について、以下を提案したペーパーを提出した（資料(1)-2-1 参考資料）。
- (1) リースの定義に、融資契約（Financing arrangement）であることを含める。
- (2) リースとサービスの両方を含む契約において、両者を分離するか否かの判定基準は、IFRS 第 15 号（収益認識）と同様とすべきである。これにより、資産の使用がサービスの提供に付随する契約について適切に会計処理されることとなる（注：オンバランスされないこととなる。）。
7. これらの状況を踏まえ、ASBJ では資料(1)-2-2 のペーパーを提出する予定である。

以 上